



新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

**労働保険の概算確定申告**について、お手伝いが必要な顧問先さまは**お早めにご相談**ください。

## 重要情報

### 1. 電子取引制度の柔軟な対応

R6.1.1以後に義務化された電子保存ルールですが、検索等の保存要件が厳しすぎるとの声を受けて、なし崩し的に緩和されています。詳細は右記「税金マメ知識」コーナーにてご案内いたします。

### 2. 定額減税 いよいよ始まります

各顧問先さまへは個別にご案内しております通り、6月支給分から定額減税の月次減税がスタートします。特に、源泉の生じる家族以外の従業員を雇用する場合など減税対象者を有する顧問先さまは、くれぐれもご注意ください。

### 3. 宿泊予約サイト決済時のインボイス取得

宿泊予約サイトの中にはインボイスの取得がサイト上からできないものも多くあります。この場合、宿泊した宿から直接インボイス（領収書ではなく宿泊証明等でも可）を入手することになりますので注意が必要です。

### 元バックパッカー赤羽の旅獺(バナ)



2022年五島列島絶景  
その③野崎島  
「旧野首教会」

野崎島へは、有人島の小値賀島から連絡船で渡ります。3つの集落廃墟のある島でほぼ無人ですが、廃港はクルージング客やサマーキャンプの子どもたちでにぎわっていました。

### ☆事務所からの連絡☆

#### ★源泉事務を委託されているお客さまへ

上半期の集計を行いますので、1～6月中支払分の給料・土業報酬等が決まりましたら事務所へご報告ください。

## 6月のイベント

- ・源泉所得税の上期半期集計
- ・個人住民税普通徴収 第1期納付
- ・申告所得税の予定納税通知

## 税金マメ知識

電子取引保存ルールの緩和：電子保存が強制される電子取引データについては、検索機能やタイムスタンプ等の要件が課されており、これを自社システムでクリアできない中小企業は、外部サービスを利用するしかありませんでした。しかし、外部サービスはコストがかかり、弊所でご案内した無償サービスも早々に有償化する動きを見せています（マネーフォワードクラウドBoxはR6.6月から有償化）。こうした状況から、政府は電子保存の要件を大幅に緩和しました。結論として、要件はともかく「データの保存」だけはつつ税務調査時にデータを見せられるようにしておけば、これまで通り紙で印刷したものを他の領収書とあわせて綴るだけで良くなりました。データの保存についても、例えば楽天Amazonモノタロウなどの通販サイトの購入履歴から7年前のものまで閲覧できるのであれば、わざわざパソコンにダウンロードする必要もありません。とはいえ、弊所では一応自社のパソコンや適当なクラウドストレージサービス

（DropBox, GoogleDrive, OneDriveなど）に適当なフォルダを作って、そこにダウンロード保存しておく程度の対応（弊所への資料提供も兼ねて）は推奨します。

### 晩酌のじかん

五月はサイコーに気持ちの良い月です。しかし、残念ながら寒すぎたり暑すぎたりと気温の当たり外れが多い月でもあり、それと雨の多い月でもあります。なによりこの心地の良い時期が四季の中で圧倒的に短いのも特徴です。ですので、気温が丁度良い当たりの日で、なおかつ晴れた日にはベランダに出て風に当たりながら一人で立ち飲みして満喫するようにしています。



### 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red